

振興ちば

第30号

令和3年
9月



長南町「くらもち滝の里の紅葉」

目次

表紙のまち 長南町	1-2
ちばの市町村 銚子市	3-4
ちばの市町村 船橋市	5-6
ちばの市町村 東庄町	7-8
千葉県からの情報	
令和二年度 市町村普通会計決算・健全化判断比率 (見込み)の概要	9-10
千葉県からの情報	
女性の力で農業にイノベーションを!	11-12
専門家が読み解く自治体の今	
地方自治体のデジタル化の推進における デジタル庁の役割	13-16
市町村職員の紹介	17
自治落書き	18
市町村振興協会だより&編集後記	19-20



●野見金公園



●ミハラシテラス



画像提供：長南町

●笠森寺の紅葉

長南町

豊かな自然にいだかれて

観音様のみち

長南町の「観音様のみち」は、自然林を探勝するとともに笠森寺の観音堂など歴史や文化にふれあうことのできる自然歩道。全長10kmほどの山歩き初心者にも優しい散策コースです。昼でも暗くひんやりとした参道を登りきると、起点となる笠森寺に到着。大きな岩の上に建つ観音堂は国の重要文化財で、境内は起伏に富み、暖帯性照葉樹林の自然林におおわれています。春は桜、秋は紅葉の鑑賞スポットとしても人気です。

笠森寺から野見金公園へ続く道は、スギ、シイ、タブ、クスなどの樹林に包まれた尾根道。公園の頂上からは東に太平洋、茂原の市街地が一望できます。また頂上には野見金山展望カフェ「ミハラシテラス」があり、標高152mのテラスから見える絶景を眺めながら、町の特産品をふんだんに使用した食事が楽しめます。澄んだ空気と雄大な眺望で心身をリフレッシュさせてくれる長南の自然に触れてみませんか。

坂東三十一番札所「笠森寺」

巨大な岩の峰上に建てられた笠森観音堂は四方が舞台造りの「四方懸造」と呼ばれる日本唯一の構造で広く知られており、その高い建築技術と壮麗な姿に魅せられ、四季を通して訪れる人が絶えません。空中に浮かぶような回廊からの展望は素晴らしい、また、眼下に広がる広大な自然林は暖地の残存林として貴重な国の天然記念物です。



銚子市

CHOSHI City

「握手」の力でまちづくり



銚子市長 越川 信一

今年4月の市長選挙において、市民の皆さまから多くのご支援をいただき、三期目の銚子市政の舵取りを務めさせていただくことになりました。

終わりの見えない新型コロナウイルス感染症との戦いが続いています。引き続き感染防止対策の徹底を図るとともに、コロナの収束に向けて医療機関と連携し、ワクチン接種に全力を挙げてまいります。

感染拡大に伴い、地域経済は大きな打撃を受けていますが、一方で、テレワークの拡大に伴い都市部から地方への人の流れが生まれています。企業版ふるさと納税などを活用し、長期滞在型プランの造成、人材交流、銚子の魅力発信など、新たな誘客の要素としてワーケーションの受入体制を構築してまいります。

銚子は人口減少や財政再建など様々な課題

を抱えています。これほど豊かな地域資源に恵まれたまちはありません。豊かな自然、豊かな食、再生可能エネルギー。何よりも郷土を愛する市民がいます。

銚子商業の高校生たちが全国に寄付を呼びかけ、脱線して走れなくなった銚子電鉄の電車を復活させたように、地域資源を活かし、市民も企業も行政もともに力を合わせていけば、必ず銚子の活力を復活させることができると信じています。

洋上風力発電、コロナ対策、防災強化、地域包括ケアシステム、子育て支援、誰一人取り残さない市政。一つひとつの政策に全力で取り組んでまいります。

2019年度から2028年度までの10年間のまちづくりの指針となる総合計画は、「握手」がテーマです。限りある行政資源だけでまちづくりを考えるのではなく、市民や団体、民間企業などが持つ様々な「ちから」を掘り起こし、「握手」の力でつなぐことで、新しいまちづくりの力を生み出してまいります。

一日も早く財政再建を図り、豊かな地域資源と銚子の強みを生かした新しい視点に立った新しいまちづくりを進めていきたいと思えます。

見どころいっぱい観光

本市は数多くの観光資源を有しています。関東最東端の犬吠埼は、山頂や離島を除き日本で一番早く初日の出を見ることができ、毎年、大勢の人出で賑わいます。犬吠埼灯台は昨年現役灯台として初の重要文化財に指定されました。



重要文化財 犬吠埼灯台

のんびりスローな電車旅が楽しめる銚子電鉄、銚子沖でのイルカ・クジラウォッチングを楽しむ「東洋のドーバー」とも言われ、国の名勝と天然記念物に指定されている屏風ヶ浦の切り立った断崖の絶景を堪能したら、犬吠埼温泉郷で疲れを癒します。銚子漁港で水揚げした新鮮な魚や、灯台キャベツ、銚子メロンをはじめとする新鮮な農産物に舌鼓を打つこと間違いなしです。

1月の第2日曜日には、関東近県では最大規模を誇る「中学校対抗 銚子半島一周駅伝大会」が開催され、新春の風物詩となっています。

コロナが収束しましたら、見どころいっぱい銚子観光をお楽しみください。

大地の恵み 銚子ジオパーク

利根川河口から君ヶ浜、犬吠埼、屏風ヶ浦に至る海岸線は、砂浜あり、岬あり、断崖絶壁ありと、変化に富んだ雄大な景観美を織りなしています。また、銚子半島で最も標高の高い愛宕山周辺には、千葉県で最も古い地層である「愛宕山層群」（1億5千万年前）が見られます。

千葉県で唯一の銚子ジオパークは、4年間の活動が認められ、2月5日に日本ジオパークとして再認定されました。ジオは、「地球、大地」という意味で、ジオパークとは、貴重な地質、地形を含み、その地域の自然環境や歴史・文化、産業に親しむ「大地の公園」のことです。

地層などを観察して地球の歴史と大地の活動の仕組みを学び、その土地で収穫された素材を使った料理などから地球の恩恵を味わい、ジオパークを大いに楽しんでください。



歌川広重の浮世絵にも描かれた屏風ヶ浦の絶景



市章

旭日を中心に丁四（銚子）を周囲に配して図案化したもので、関東の最東端に位置する銚子市が旭日と共に力強く発展することを表徴しています。



人口世帯数

人口	58,098人
男性	28,192人
女性	29,906人
世帯	27,003世帯

2021年9月1日現在

銚子市データ

市役所/〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1-1 TEL/0479-24-8181
ホームページアドレス <http://www.city.choshi.chiba.jp/>



銚子市PRキャラクター ちょーびー

オール銚子で洋上風力発電事業



銚子市沖の洋上風力発電

昨年7月、銚子市沖海域が再エネ海域利用法に基づく「促進区域」に指定され、事業者の公募が始まりました。今年11月頃には発電事業者が決定し、早ければ令和9年にも発電が開始されます。風車の設置やメンテナンスのために、長期間にわたり、地元企業の活用や、雇用の機会が増えるといった効果が期待されます。風車は部品数が1〜2万点にも及び、関連産業への波及効果も期待できます。

名洗港を拠点港湾とした関連産業の集積、サプライチェーンの形成を目指し、洋上風力発電事業を漁業振興・産業振興・経済発展につなげる「銚子モデル」の実現に向け、オール銚子の体制で取り組みます。

また、銚子市では2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。国が強力に進める「脱炭素社会の実現」に向け、洋上風力発電などの再生可能エネルギーを活かしたまちづくりを進めてまいります。

64万市民の笑顔あふれるまちを目指して



船橋市長 松戸 徹

昨年来、新型コロナウイルス感染症は、多方面にわたって甚大な影響を及ぼしており、現在の感染状況を見ても未だ予断を許さない状況です。

本市では、これまで市独自のPCR検査体制の構築や、市内ホテルでの宿泊療養施設の開設、医療機関における病床の確保など、状況の変化に対応しながら様々な対策を講じてきました。これらの取り組みを迅速に実行する上では、長年築いてきた市医師会との協体制度及び中核市として独自に設置している保健所は大きなポイントとなりました。今後もワクチン接種の推進を図りながら、感染症対策に引き続き全力で取り組むと同時に、ポストコロナ時代を見据えたまちづくりを進めていかなければなりません。

現在、令和4年度から13年度までの第3次総合計画の策定を進めています。コロナ禍を

経て、社会のあり方や人々の意識は大きく変化している中で、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGsの視点や考え方を市政に取り入れることは大切な要素と捉えています。

環境問題に対しては、地球的視野をもって取り組まなければなりません。東京湾に面している本市は、日本大学生産工学部と連携し、河川や海の水を採取し、海洋プラスチックごみの効果的な抑制対策を検討するため調査を進めています。

多様性を包摂していくことも重要なテーマです。性的少数者等の方々への社会的理解が進むよう、パートナーシップ宣誓制度を本年中に導入する予定です。

行政のデジタル化による市民サービスの向上にも積極的に取り組む一方で、デジタルデバインド対策も必要であることから、研修を受けた公民館職員が「スマホコンシェルジュ」となり、スマホのちょっとした質問に答えるサービスを試行的に実施しています。

本市は人口64万人を擁し、政令指定都市を除くと全国で一番人口規模の大きな市へと成長しています。市内にはまちづくりへの思いを持った方が大勢います。こうした全国に誇る「市民力」を活かして、人々の笑顔がまち中にあふれるまちを目指して、市政運営に取り組んでいきます。

新たな魅力を創出するまちづくり

本市の中央部に位置する海老川上流地区では、市立医療センターの移転や新駅誘致を伴う土地区画整理事業が検討されています。市では、同事業に合わせて、「ふなばしメディカルタウン構想」を策定し、医療と健康をテーマとしたまちづくりの考え方をまとめました。

市立医療センターは、東葛南部地域医療圏の三次救急を担っており、高度医療への対応など診療機能の充実を図ります。さらに、市民の健康づくりをサポートする企業誘致も進めていきます。常に新しい技術・情報が入る医療や健康を加えることで、進化し続けるまちを目指します。

また、大規模集客施設等が集積し、市内外から多くの人々が集まる臨海部では、JR南船橋駅前にある約4・5haの市有地を活用し、臨海部の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを進めています。本事業では、土地のポテンシャルを最大化すると共に、公的負担を最小化するため、民間活力を活用しています。民間事業者は商業施設や集合住宅の整備に併せ、多目的に利用できる大規模な芝生広場やインフォメーションセンターを整備します。このまちづくりにより、賑わいの創出と回遊性向上を促し、臨海部の魅力をさらに向上させていきます。



南船橋駅前の芝生広場
※イメージであり、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

船橋市児童相談所の設置

本市では、子どもや子育てに関する住民に身近な相談窓口として家庭児童相談室を設け、県市川児童相談所と連携し、虐待の未然防止や早期発見、早期対応等に取り組んでいます。



家庭児童相談室

県市川児童相談所は、船橋市・市川市・浦安市・鎌ヶ谷市の4市を管轄しています。相談件数は年々増加し、その約半数は児童虐待相談件数となっております。このうち本市の案件が約4割となっております。

また、本市の家庭児童相談室で受ける相談件数についても年々増加傾向にあることから、家庭児童相談室の職員体制の強化を図り、児童虐待等の問題を抱える家庭への相談や支援に努めています。

本市の家庭児童相談室と県児童相談所は虐待リスクの重さや求められる専門性により、役割を分担していますが、より迅速かつ切れ目のない支援ができるよう、双方の役割を一元化することが必要と考え、市独自の児童相談所の設置を目指し、令和3年7月に船橋市児童相談所基本構想を策定しました。今後、市独自の児童相談所を設置し、子どもたちの安全で安心な生活を守るとともに、健やかな成長と発達を支援していきます。

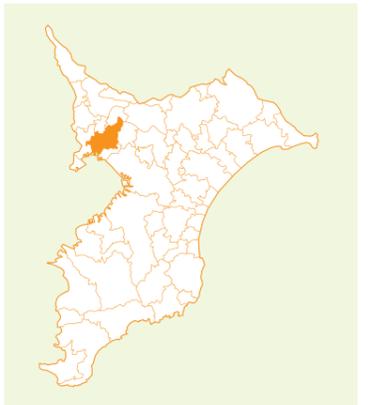
船橋市データ

市役所/〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25 TEL/047-436-2111
ホームページアドレス <https://www.city.funabashi.lg.jp>



市章
市の紋章は、船橋市の舟の字を図案化したもので、市の発展を象徴しています。

人口	644,778人
男性	319,266人
女性	325,512人
世帯	292,751世帯
人口世帯数	2021年9月1日現在



船橋市初の国史跡が誕生

取掛西貝塚がこの秋にも船橋市初の国史跡に指定されることになりました。

取掛西貝塚は約1万年前の貝塚を伴う縄文時代早期前葉の集落跡で、東葉高速鉄道飯山満駅から徒歩約20分の場所にあります。

船橋市を含む東京湾東岸部は、特別史跡加曾利貝塚（千葉市）など、日本を代表する貝塚が多く存在します。その中で取掛西貝塚は最も古く、日本で初めて貝塚が形成された時期の環境や生活、文化を知る上で欠かすことができない、全国的にも重要な遺跡です。また、東京湾の恵みにより発展してきた本市にとっても、「ふるさと船橋」の原点ともいえる大切な遺跡です。

今後、学識経験者・市民の代表による委員会を検討を進め、令和5年度に取掛西貝塚の保存活用計画を策定する予定です。

遺跡は、本市の歴史や文化の成り立ちを知ることができるだけでなく、地域の将来の文化環境を形作る重要な資産であることから、多くの方に取掛西貝塚を知っていただくよう今後取り組みっていきます。



取掛西貝塚の貝層と動物骨集中

東庄町

TOHNOSHO Town

ふるさとが人を育み、人がふるさとを創る



東庄町長 岩田 利雄

東庄町は、千葉一族・東氏の「東の荘園」に由来する古い歴史や、豊かな自然と美しい田園風景、そして情に厚い土地柄など、たくさん魅力にあふれる町です。

千葉県の北東部に位置し、東京から約80km、千葉市から約55km、成田空港から約30kmの位置にあります。東は銚子市、南は旭市、西は香取市に接し、北は利根川を隔てて茨城県神栖市と接しています。太平洋側気候に属しており、年間平均気温が15度前後、東京と比べると、冬は2〜3度暖かく、夏は逆に涼しい気候になっています。

令和2年度に東庄町は町制施行65周年という記念すべき年を迎えました。しかしながら、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、記念行事や関連事業については、延期や中止せざるを得ない状況となっていました。

このような状況下ではありましたが、次世代につながるづくり、地域づくりのため、町内5校の小学校統合や、新しい学校給食センターの稼働といった教育環境の整備、さらに地域コミュニティの核となるような小学校跡地の活用等の施策を進めてまいりました。加えて、過去に発生した地震や風水害などの大規模な自然災害に対応できる、安全・安心なまちづくりに努め、新型コロナウイルス対策を踏まえた、災害時の避難のあり方や避難所の運営方法などについて対策を進めています。

また、全国的な少子高齢化の影響により、当町も平成29年に過疎地域に指定されました。人口減少対策は大変難しい問題ですが、この町に暮らす人たちが今後も住み続けたい町となるような町づくりを行います。

人口減少の抑制を目指す「第2期東庄町総合戦略」は令和2年度から計画期間がスタートし、令和4年度からは、まちづくりの指針となる「第6次東庄町総合計画後期基本計画」が始まります。今後も様々な可能性を検討し、引き続き、安全・安心で持続可能な町づくりを目指してまいります。



行政協力員まちづくり会議

町では34地区の区長が自治会の代表として、議会と同じ形式で地域の困りごとを話し合う独自の制度、行政協力員まちづくり会議を実施しています。



■まちづくり会議

町民の視点から町政に対する意見・要望を聞いただけでなく、地域住民の建設的な意見をいただくことを目的として、年に3回、開催しています。平成24年から始まった会議も、今年で10年目となりました。

会議では、多くの方から、ご意見をいただき、活発な意見交換が行われています。「この区間は通学路を整備すべきだ」など、場合によっては、県などの関係機関に積極的に働きかけて実行することもあります。

「自分たちの地域は自分たちでつくる」という熱意は非常に素晴らしく、時代とともに人間関係が希薄になる中、住民の連帯感と行動力を誇りに思います。

統合小学校での教育

少子化に伴う児童数の減少により、令和2年4月、町内の小学校5校は1校に統合され、「東庄小学校」が開校しました。東庄町にとって、新しい時代の幕開けです。

閉校となった各学校は、140年以上の長い歴史と伝統を有し、地域のよりどころであり、防災や交流の起点として大きな役割を担ってきました。閉校には大変な寂しさもありましたが、どの学区の子どもたちも同じ環境で、等しくベストな教育が受けられるようにしたいと願い、すべては未来を担う子供たちのためにと決断されたものです。

コロナ禍の中、様々な制約がありましたが、令和2年6月に初めての入学式、また9月には第一回運動会が開催されました。

子どもの教育は何より大切であり、引き続き学校、地域全体で子供たちを育み、見守り、その子たちが大きく羽ばたいていくことが願いです。



■小学校運動会

特定健康診査等の保健事業

町では集団健診による特定健康診査を実施しています。近年は、受診しやすい健診日程の調整、AIを活用した未受診者対策等により、令和元年度の受診率は60・9%と初めて60%超えを達成しました。令和2年度はコロナ禍により感染予防対策等で大幅な内容変更を経ての実施となり、受診率は52・2%と大きく落ち込みました。

しかし、令和3年度は例年どおり集団健診を実施し、6月終了時の暫定受診率は55・6%となっています。このほか、国保東庄病院で実施する短期人間ドック（日帰りまたは1泊）や職域健診の結果を提供してもらう等、法定受診率の底上げを図っています。

人が幸せに生きるための土台は健康です。今後も、町民の健康維持と病気になるない施策に取り組み、町民が楽しく元気に暮らせるまちづくりを進めます。



■特定健康診査

東庄町データ

町役場/〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 TEL/0478-86-1111
ホームページアドレス <https://www.town.tohnosho.chiba.jp>



東庄町イメージキャラクター コジュリンくん



町章
地域が手をつなぎ、町が丸く平和に栄えることを象徴したもので、「庄」の字を中に「と」「う」「の」を円にデザイン化。

人口	13,460人
男性	6,741人
女性	6,719人
世帯	5,233世帯
人口世帯数	2021年9月1日現在



女性の力で農業にイノベーションを！

次代の農業を担う若手女性農業者と地域農業に参画できる女性リーダーの育成

女性農業者のさらなる活躍のため

千葉県の令和元年の農業産出額は全国4位であり、全国有数の農業県です。農業従事者は過去35年間で65%減と大きく減少している中(図1)、農業の持続的な発展のためには、担い手の約4割を占める女性の一層の活躍が不可欠で、主体的な経営参画や地域の方針策定の場への参画が必要となっています。

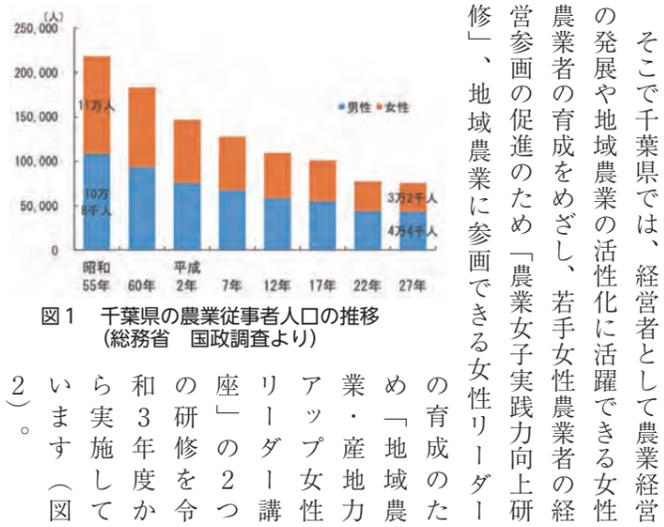


図1 千葉県の農業従事者人口の推移 (総務省 国政調査より)

そこで千葉県では、経営者として農業経営の発展や地域農業の活性化に活躍できる女性農業者の育成をめざし、若手女性農業者の経営参画の促進のため「農業女子実践力向上研修」、地域農業に参画できる女性リーダーの育成のため「地域農業・産地力アップ女性リーダー講座」の2つの研修を令和3年度から実施しています(図2)。

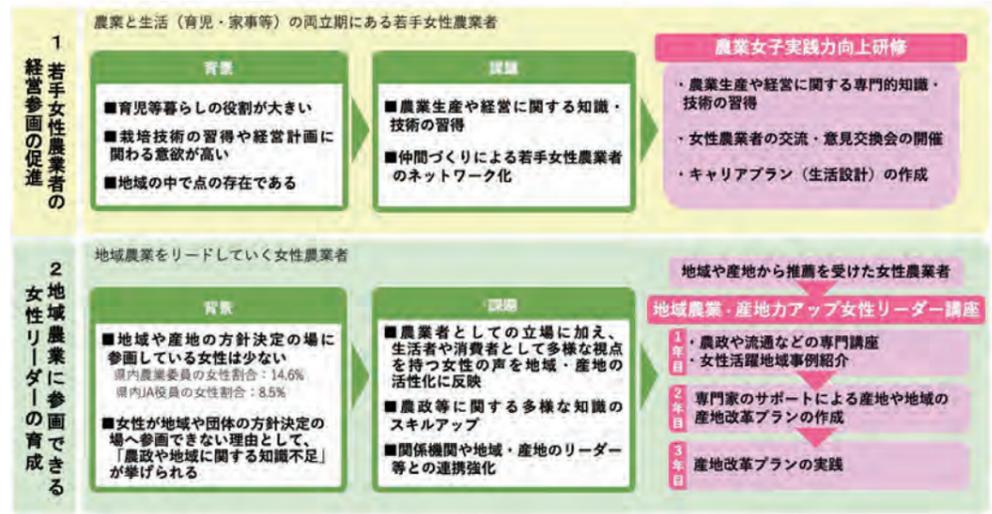


図2 女性農業者への支援内容

若手女性農業者の経営参画の促進

農業経営において女性は重要な役割を担っており、女性の農業経営への関与と収益の向上には関係があることが示されています(株日本政策金融公庫「平成28年上半年農業景況調査」)。しかし、女性農業者の場合、出産や育児等により、農業経営や栽培技術について学ぶ機会が十分に確保できません。また、地域に点在しているため、同世代での交流や、経営や栽培技術に関する多様な情報を得られるネットワークが求められています。

農業女子実践力向上研修

そこで、県内10カ所の農業事務所において、若手女性農業者を対象に、農業生産や経営に関する知識・技術力の向上研修会を開催しています。各農業事務所がJAや市町村等と連携し、対象となる若手女性農業者の掘り起こしを行い、対象者の要望や地域の状況に応じて研修会のカリキュラムを決定しています。カリキュラムは、梨やイチゴなど品目別に栽培技術や販売方法を学んだり、直売向けの野菜づくり、農業機械の扱い方など農業生産

に必要な基礎知識を学べるよう工夫され、育児期でも参加しやすいよう保育支援などの環境も整えています。年齢的にも地理的にも近い人々での情報収集や交流とおして、女性農業経営者としてのキャリアアップを支援していきます。



圃場で栽培管理のポイントを学ぶ



農業機械の使い方を学ぶ

地域農業に参画できる女性リーダーの育成

農業委員や農業協同組合の役員等、地域農業の方針策定の場への女性の登用は年々進みつつありますが、女性の割合はまだ低い

のが現状です(令和2年度末で県内農業委員の女性割合14.6%、県内JA役員の女性割合8.5%)。本県農業のさらなる発展のためには、産地における生産や販売などの取組に、女性の声をより反映させることが重要です。

地域農業・産地力アップ女性リーダー講座

そこで、産地や組織と連携し、産地の活性化をめざして行動できる女性農業者を育成することを目的として、3年間にわたって県域で本講座を開催します。今年度は農政や流通等の知識習得や産地活性化のためのワークショップなど計3回の講座を開催し、次年度以降、ワークショップの結果をもとに産地改革プランの作成と実践の支援を行います。

産地改革プランの実践の際には、生産組織や関係機関の後押しと協力が必要となります。そのため、本講座の受講者は、将来の活躍を期待され、所属の生産組織から推薦を受けた女性農業者29名としました。

7月6日にオンラインで開催した第1回の講座では、「女性の力で農業にイノベーションを」と題して農業ジャーナリストの柿田みどり氏より、女性農業者の現状や課題、女性視点で農業や産業を変えた事例などの講話をいただきました。

また、「女性視点で産地や組織を変えていくために!」をテーマにしたワークショップでは、中小企業診断士の河野律子氏が講師と



オンライン上でのワークショップ

今後の講座内容

回	時期・場所	主な内容
第2回	10月5日(火) 千葉市生涯学習センター	(1)講義・ワークショップ 「産地を活性化するための組織づくりのポイント」 「生産物の消費拡大の取組とは」 (2)講義 「農産物マーケット・市場流通の実態」
第3回	11月25日(木) かずさアカデミアホール	(1)事例研修 「女性が活躍している産地の事例」～モットーは、楽しくワクワク～ (2)ワークショップ 「産地や地域の活性化に役立てよう!～ICTの効果的な活用～」

令和二年度市町村普通会計決算・健全化判断比率の概要

令和二年度市町村普通会計決算・健全化判断比率（見込み）の概要を紹介します。

1 決算規模（第一表）

令和二年度の県内五十四市町村の普通会計決算規模は、歳入総額三兆一、九二一億七千五百円（前年度比三三・一％増）、歳出総額三兆八八八億九千六百万円（前年度比三四・三％増）となり、歳入・歳出ともに十二年連続で増加し、過去最高の決算規模となりました。

2 決算収支

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、七九一億一千万円で、前年度に対し十八・九％の増となりました。

なお、十四年連続して、県内の全市町村において実質収支が黒字となりました。

3 歳入

一般財源等（臨時財政対策債等を含む）は、一兆四、五七七億七千万円で、前年度に対し一・九％の増となりました。

5 財政構造の弾力性

經常収支比率は、一・九ポイント減の九一・二％と前年度から低下しました。また、九五％を超える団体は十団体減少し、財政構造の弾力性に改善が見られました。

6 将来の財政負担

令和二年度末の債務総額（地方債現在高と債務負担行為翌年度以降支出予定額の計）は、二兆七、六一一億三千七百万円で、前年度末に対し二・七％増となりました。

また、令和二年度末の積立金（財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金）の現在高は、四、一六三億五千万円で、財政調整基金や減債基金の積立が増加したことにより、前年度末に対し〇・七％増となりました。

債務総額から積立金現在高を減じた将来の財政負担は、二兆三、四四七億八千二百百万円で、前年度末に対し三・〇％増加となっています。

7 健全化判断比率（第二表）

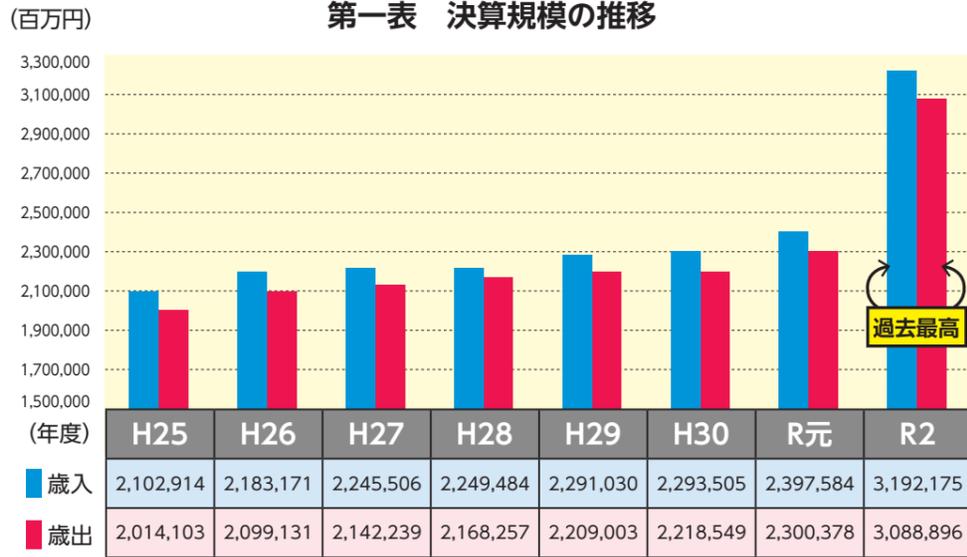
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和二年度決算に基づく「健全化判断比率」を市町村において算定したところ、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回りました。

第二表 令和二年度決算に基づく健全化判断比率

地方公共団体の名称	健全化判断比率		実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率	将来負担比率
	早期健全化基準	早期健全化基準	早期健全化基準	早期健全化基準	早期健全化基準	早期健全化基準		
千葉市	—	(11.25)	—	(16.25)	11.8	128.8		
銚子市	—	(12.80)	—	(17.80)	12.2	115.3		
市川市	—	(11.25)	—	(16.25)	1.7	—		
船橋市	—	(11.25)	—	(16.25)	1.9	24.3		
館山市	—	(13.15)	—	(18.15)	5.7	29.9		
木更津市	—	(11.98)	—	(16.98)	3.5	11.5		
松戸市	—	(11.25)	—	(16.25)	1.0	2.4		
野田市	—	(11.75)	—	(16.75)	4.6	20.0		
茂原市	—	(12.56)	—	(17.56)	10.2	107.4		
成田市	—	(11.48)	—	(16.48)	7.9	86.7		
佐倉市	—	(11.77)	—	(16.77)	1.4	—		
東金市	—	(12.95)	—	(17.95)	2.8	63.3		
旭市	—	(12.59)	—	(17.59)	8.1	—		
習志野市	—	(11.66)	—	(16.66)	8.0	35.3		
柏市	—	(11.25)	—	(16.25)	2.5	—		
勝浦市	—	(14.80)	—	(19.80)	7.3	69.5		
市原市	—	(11.25)	—	(16.25)	5.8	25.0		
流山市	—	(11.64)	—	(16.64)	1.0	30.4		
八千代市	—	(11.62)	—	(16.62)	6.2	15.3		
我孫子市	—	(12.12)	—	(17.12)	1.3	—		
鴨川市	—	(13.37)	—	(18.37)	10.3	98.5		
鎌ヶ谷市	—	(12.48)	—	(17.48)	4.3	32.1		
君津市	—	(12.48)	—	(17.48)	3.5	25.8		
富津市	—	(13.08)	—	(18.08)	8.4	54.3		
浦安市	—	(11.30)	—	(16.30)	7.8	38.5		
四街道市	—	(12.66)	—	(17.66)	2.4	—		
袖ヶ浦市	—	(12.75)	—	(17.75)	1.7	7.3		
八街市	—	(12.89)	—	(17.89)	6.3	29.3		
印西市	—	(12.24)	—	(17.24)	0.1	—		
白井市	—	(13.03)	—	(18.03)	3.5	57.2		
富里市	—	(13.38)	—	(18.38)	7.7	24.5		
南房総市	—	(12.83)	—	(17.83)	8.1	—		
匝瑳市	—	(13.37)	—	(18.37)	5.8	24.4		
香取市	—	(12.47)	—	(17.47)	8.4	37.5		
山武市	—	(12.86)	—	(17.86)	7.9	—		
いすみ市	—	(13.17)	—	(18.17)	7.3	33.8		
大網白里市	—	(13.32)	—	(18.32)	8.6	79.0		
酒々井町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.3	19.0		
栄町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	14.9		
神崎町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.7	—		
多古町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.1	—		
東庄町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.8	—		
九十九里町	—	(15.00)	—	(20.00)	7.4	57.2		
芝山町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	—		
横芝光町	—	(14.15)	—	(19.15)	6.1	7.1		
一宮町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	23.3		
睦沢町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.5	43.4		
長生村	—	(15.00)	—	(20.00)	9.1	44.8		
白子町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.3	16.4		
長柄町	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	16.8		
長南町	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	10.2		
大多喜町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.6	6.9		
御宿町	—	(15.00)	—	(20.00)	4.3	32.2		
鋸南町	—	(15.00)	—	(20.00)	11.2	38.9		
大都市平均					11.8	128.8		
都市平均					5.4	32.7		
町村平均					6.1	19.5		
県平均(大都市除)					5.7	28.5		
県平均(大都市含)					5.8	30.3		

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率において比率が算出されない団体は「—」で示す。 ※実質公債費比率の早期健全化基準は25.0%。
※将来負担比率の早期健全化基準は350.0%（政令市400.0%）。 ※平均値は単純平均である。

第一表 決算規模の推移



千葉県総務部 市町村課

市町村税は、一兆四五〇億一千万円で、個人住民税所得割や固定資産税の増があった一方で、新型コロナウイルス感染症の影響や税率引き下げに伴う法人住民税法人税割の減少などにより、前年度並みの水準となりました。各種交付金のうち、地方消費税交付金は、一、三二二億六千万円で、税率引上げの影響により、前年度に対し二一・九％の増となりました。

4 歳出

義務的経費は、一兆二、三九四億八千万円で、会計年度任用職員制度の創設に伴う人件費の増や幼児教育・保育の無償化などによる扶助費の増により、前年度に対し五・四％の増と、八年連続の増加となりました。

投資的経費は、二、七〇九億一千万円で、公施設等の整備に係る普通建設事業費の増や、令和元年度台風被害に対応する災害復旧事業等が行われたことなどから、前年度に対し四・二％の増と、二年連続の増加となりました。

その他の経費は、一兆五、七八四億九千万円で、新型コロナウイルス感染症に係る特別定

地方自治体のデジタル化の推進におけるデジタル庁の役割

はじめに

筆者は、平成30年7月から内閣情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT室」という。）に勤務し、地方自治体のデジタル化を推進してきた。令和2年4月から総務省に勤務したが、同年9月にデジタル庁設置のため、IT室にデジタル改革関連法案準備室が設置されると同時に、再び、当室に配属され、デジタル庁設置法案に携った。法案成立後から現在に至るまで、IT室において再び地方自治体のデジタル化を推進している。したがって、「デジタル庁設置に伴う地方自治体への影響等」についての貴誌からの執筆依頼に対し、そのような経験を踏まえてお答えしたいと考えているが、本稿における見解については、個人としての見解であり、所属する組織を代表するものではない点をお許しいただきたい。

デジタル庁設置の経緯

まず、デジタル庁設置の経緯を振り返りたい。きっかけは、新型コロナウイルス感染症である。感染症拡大前は、もともとIT室（政府CIO）の強化が検討されていたが、感染症対策を行う中で、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りとなった。顕在化した課題へ対応

である。デジタル庁設置の根拠法は、デジタル庁設置法であるが、その根拠となっているのがデジタル社会形成基本法であり、その理解の上で、デジタル庁設置法を見なければ、理解が十分とは言えないだろう。

デジタル社会形成基本法から見るデジタル庁の役割

デジタル庁設置の根拠法文は、デジタル社会形成基本法第36条である。デジタル庁の本務の中心は、同条に規定する「デジタル社会の形成」である。これは、何を意味するのであろうか。「デジタル社会の形成」については、デジタル社会形成基本法第2条にその定義がある。

同条は、デジタル庁そのものを定義するのではなく、デジタル技術を活用した社会を定義するところに法上の工夫がある。ポイントは、従前のIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）にもある「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信する」ことに加え、「多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用する」ことが新たな要素となっていることである。これは、政府が進めているSociety 5.0の世界観とも重なる概念であり、よりデータの活用が強調されている。

そのようなデジタル社会形成における「基本理念」がデジタル社会形成基本法の第2章に規定されている。これらは、慶応大学の村井純先生を座長に開催された「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」で議論された「デジタル

するためには、IT室の強化ではなく、もっと

抜本的な対応の必要があるとの考えから、デジタル改革関係閣僚会議（令和2年9月23日）において菅内閣総理大臣から「行政の縦割りを打破するデジタル施策に喫緊に取り組み必要が生じたことを踏まえると、多様な人材を集め、従来の役所とは一線を画した次のデジタル社会をリードする強い組織を立ち上げることが必要である」として、強力な司令塔機能を有するデジタル庁を創設する旨の指示がなされ、令和3年通常国会に必要な法案を提出すべく、令和2年末には基本方針を定めることとされた。

菅内閣総理大臣の指示を受けて、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT本部）の下に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議のデジタル改革関連法案ワーキンググループ及びデジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会において具体的な検討が行われ、令和2年11月20日に「デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ」が、同日26日に「デジタル改革関連法案ワーキンググループとりまとめ」が作成された。政府は、これらの議論を踏まえ、デジタル社会の将来像やIT基本法の見直しの考え方、デジタル庁の設置の考え方等についての方針として「デジタル社会

社会形成における10原則」を法文化したものである。それらはどれも重要な原則であるが、中心的な理念は「誰一人取り残さない」デジタル化であろう。その理念は、同法第3条に規定されている。

同条が示す「誰もがデジタル技術の恵沢を享受できる」という我が国が目指すデジタル社会は、アメリカのようにデジタルの恩恵を享受できるものが享受すればよいとする格差を前提とした社会でも、中国のようにそれを享受することを望む、望まないにかかわらず強制的にデジタル化を進める社会でもない。日本社会が目指す「誰もがデジタル技術の恵沢を享受できる」社会は、デジタルディバイドを埋めつつ、デジタルの恩恵を享受することを望まない者に対しデジタルを強制しない。とすると、デジタルとリアルとのダブルトラックが存在することになるが、サービスを提供する側にとってダブルトラックはコストである。みなさんはこの理念をどう捉え、デジタル化を進めると直面するこの課題にどう対処していくだろうか。

おそらく個々の事案ごとにそのバランスを考える必要があるであろうが、少なくとも、UI/UXを徹底したデジタルの活用は、デジタルに苦手意識のある者に対して、実はリアルで行うよりも簡単で便利である。その体験をいかに得ていただき、共感を広げるか、がポイントになるのではないだろうか。

デジタル社会形成基本法は、第3章において、国、地方公共団体及び事業者の責務等について規定している。読者にとっては、国と地方

専門家が読み解く

自治体の今



デジタル庁 統括官（デジタル社会共通機能担当）付 参事官（地方業務システム基盤担当 兼 ID/認証・マイナンバー担当）

浦上 哲朗

うらかみ てつろう ● 和歌山県総務部長
平成28年7月 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室企画官
平成30年7月 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長
令和2年4月 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室企画官
令和2年9月 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室参事官
令和3年7月 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室参事官
令和3年9月 現職

の実現に向けた改革の基本方針」を同年12月25日に閣議決定し、令和3年2月9日に、デジタル社会形成基本法案等のデジタル改革関連法案の一つとしてデジタル庁設置法案（令和3年9月1日施行）を閣議決定した。同法案は、国会審議を経て、同年5月12日に成立し、施行日は同年9月1日となっている。

デジタル庁を理解するために

デジタル庁の設置は9月1日であり原稿執筆時において存在していないため、ここでは、デジタル庁がどのような組織を意図されたものであるのかを記載したい。その理解のためには、法令を見ることが一番正確かつ重要である。e・GOVの法令検索等で検索し、2つの法令を手元に用意していただきたい。1つはデジタル庁設置法、もう1つはデジタル社会形成基本法

公共団体の責務を規定しているデジタル社会形成基本法第13条から第15条までが気になるだろう。中でも特に重要な規定は、デジタル社会形成基本法第15条である。

国と地方公共団体は相互に連携しなければならないことはどのような政策分野においても問われることである。それを敢えて、デジタル社会形成にあたっての責務として法に規定しているのはなぜだろうか。

ここに「デジタル」が有する本質的な価値があらわれている。「デジタル」の力を使えば、時間も場所も超えて情報を連携させることができる。しかし、国と地方公共団体の間で相互に連携しなければ、その「デジタル」の力を活用することができない。したがって、デジタル社会形成のためには、国と地方公共団体が相互に連携することはますます重要となることから、同法第15条にあえて規定されているのだろう。

このような考え方は、国と地方公共団体の間の関係だけではない。国の行政機関間、国と事業者、地方公共団体と事業者、国と地方公共団体と事業者などにも当てはまるものである。こうした「多様な主体による相互の連携」の重要性は、第4章の施策の策定の基本方針において貫かれている。

例えば、デジタル社会形成基本法第20条及び第22条においては、「多様な主体」という用語が4回も規定されている。特に、デジタル社会形成基本法第22条は、多様な主体が相互に連携するために必要な要素として、情報交換システム、データ、API（外部連携機能）を掲げて

おり、デジタル社会の大きなグランドデザインの要素が規定されている。

デジタル社会形成基本法は、「デジタル庁」に対し、デジタル社会形成基本法第36条において、デジタル社会形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを求めている。デジタル社会形成に関する事務とは、「誰もがデジタル技術の恵沢を享受できる」（誰一人取り残さない）デジタル社会形成を目指し、多様な主体がそれぞれバラバラに取り組みのではなく、相互に連携するように取り組むことである。デジタル庁はそのためのプラットフォームとして、情報交換システム、データ、APIについて一定の役割を担うことが意図されていることになる。

デジタル庁設置法から見るデジタル庁の仕組み

デジタル社会形成基本法第36条の「別に法律に定めるところにより」の「別の法律」がデジタル庁設置法になる。デジタル庁は、多様な主体を相互に連携させるプラットフォームとして、組織法上、非常に強い権限が与えられているとともに、民間人材を受け入れるための个性的な組織となっている。

主な特徴は、次の3点である。

(1) 設置

デジタル庁設置法第2条において、デジタル庁は内閣に直属の組織として設置されることになる。このことは、強力な司令塔権限を持つ組織であることを宣言するとともに、他の省庁と異なり国家行政組織法の規律を受けないことも

示している。

(2) 所掌事務

デジタル庁設置法第4条第1項において、これまでのIT室と同様に、他省庁が分担している事務を「総合調整」する事務を行うことを規定している。IT室と異なるのは、同条第2項である。これは、いわゆる「分担管理事務」と言われ、他省庁が分担しない事務を、デジタル庁が責任をもって所掌することを規定している。これまでIT室は総合調整事務を有するのみであったため、「第三者的」「批評家」と批判されることもあった。分担管理事務も所掌することにより、その権限を有すると同時に、執行する責任も負うことになる。

(3) 組織

デジタル庁の長及びデジタル庁に係る事項についての主任の大臣は、内閣総理大臣である。他方、事務の遂行に当たっては、内閣総理大臣を補佐する国務大臣としてデジタル大臣を設置することとされている。デジタル大臣は、デジタル庁設置法第8条第5項により関係行政機関に対する勧告権を有している。同条第6項により、関係行政機関の長は勧告を「十分に」尊重する義務がある。勧告権が非常に強い権限となつているといえよう。

また、デジタル庁が担う所掌事務に関してはデジタル技術の活用が不可欠な要素であるため、政策決定に際してはデジタル技術の活用に関する識見が不可欠となる。そこで、事務次元に相当する人材に行政の内外を問わず民間等各界からの人材登用を可能とする政治的任用（内閣府が担う）について非常に重要になる。

同項15号により、デジタル庁は、情報システムの整備及び管理の基本的な方針（以下「整備方針」という）の作成及び推進を行う。これは国の情報システムだけでなく、地方公共団体や公共分野の民間事業者の情報システムも対象としている。地方公共団体を含めた、多様な主体が相互に連携するためには、全体のアーキテクチャを設計することが非常に重要であり、デジタル庁が整備方針として示すことになる。

デジタル庁は、整備方針の下、同項17号により、国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括及び監視を行うこととしている。「統括及び監視」とはプロジェクト管理を行うことを意味し、統括監視の対象である「行政各部」には地方公共団体は含まれない。

他方で、「国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理」については、国の行政機関が補助金を通じて地方公共団体の情報システムを整備及び管理することも含まれる。ただし、統括及び監視されるのはあくまで補助金を所管する府省であり、直接、地方公共団体に統括・管理が及ぶものではない。

デジタル庁は、同項19号により、国の行政機関が共用する情報システムの整備及び管理する。ガバメントクラウドもこの中に含まれる。国の省庁が共用するガバメントクラウドについて地方自治体も活用することは、19号の射程の範囲内であると考えられる。

地方公共団体にとって関心事項は地方公共団

閣任命）により、デジタル監を置くこととしている。

地方自治体のデジタル化の推進におけるデジタル庁の役割

デジタル庁は、以上のような特徴を持つが、デジタル庁と地方自治体との関係をより理解するには、デジタル庁設置法第4条第2項の分担管理事務を理解することが重要である。

(1) 重点計画の策定等

同項1号及び2号はデジタル社会形成のための重点計画等に関するものであり、地方公共団体を含めた、多様な主体の相互の連携を戦略的に進めるための事務となる。

(2) IDと認証

同項3号及び4号はIDに関するもの、同項7号から11号までは認証に関するものである。多様な主体の相互の連携において重要なのは、その主体が誰であつて（ID）、アクセスしている者が本当にその者であるのかを確認すること（認証）である。

特に、マイナンバーに関係する事務は地方公共団体が大きく関わってくる。マイナンバーに関する事務については、内閣府番号制度担当室が担っていた事務がデジタル庁に移管され、利用に関することをデジタル庁が担い、発行や交付に関することを総務省が担うこととしている。

また、多様な主体の相互の連携において重要な情報交換システムの1つである、情報提供ネットワークシステムの設置及び管理について総務省から移管され、デジタル庁が行うこととなる。体のデジタル化における、デジタル庁と総務省との役割分担であろう。

地方公共団体のデジタル化について現在最も大きな課題は、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化である。この点、デジタル庁は整備方針を作成する観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から関わることにしている。例えば、制度所管府省が策定する標準仕様書に対して支援等を行うのはデジタル庁である。他方、各地方公共団体がガバメントクラウドに構築された標準仕様書に移行する支援を行うのは総務省である。データ要件や連携要件の標準等、標準仕様書に共通する事項については、デジタル庁が主となって総務省と協力して策定することとなっている。

以上のように、役割分担は明確に整理しているが、実際には、デジタル庁と総務省は目標を共有しながら連絡を密にして取組を行っている。たとえば、地方公共団体との連絡調整事務は総務省の所管だからといって、IT室が地方公共団体から意見を直接聞かない、ということではなく、共創プラットフォームを設けること等により地方公共団体との対話を重視している。

本年9月1日にはIT室は解体され、デジタル庁が発足する。デジタル庁は、デジタルに関する高い知見を持ちながら、常に前向きに、かつ、オープンに取組みを進めていきたいと考えている。今後ともに、地方公共団体の皆さんと信頼されるような組織にしていきたいと考えている。

市町村職員の紹介

千葉県に派遣されている市町村職員をご紹介します。

市町村課 榎谷良成 〈袖ヶ浦市〉



千葉県の中西部に位置し、臨海部には京葉工業地域、内陸部には丘陵地帯に開けた畑地と水田を形成、都心までのアクセスの利便性に富む袖ヶ浦市から研修生として派遣されました。

現在は、行政班で市町村の公務員制度における調査の取りまとめ、助言、これらの業務提供を行う過程で、市町村の置かれている状況や課題を共有することができ、市役所で得られない貴重な経験をさせていただいております。県職員の方々の丁寧な指導に感謝するとともに、業務に取り組む姿に日々刺激を受けております。

市町村課で得た知識や経験、人との繋がりを基に、袖ヶ浦市の行政課題の解決及び発展に貢献できるよう努めてまいります。

企業立地課 石井めぐみ 〈いすみ市〉



千葉県房総半島の東南部に位置し、里海や里山がある豊かな自然に恵まれたいすみ市から研修生として派遣され、企業立地課にお世話になっております。当初は不安もありましたが、県職員の方々の温かく丁寧な指導と、他の研修生の皆さんに支えていただき、充実した日々を送っております。

企業立地課では、空き公共施設への企業誘致と立地企業補助金に関する業務に携わっております。企業誘致活動を通じて、多くの企業の方々と市町村の担当者と接するなど貴重な経験をさせていただいております。

この研修で得た知識、人との繋がりをいすみ市の発展に活かせるよう努めていきたいと思っております。今後も気を引き締めて、業務に励んでいきたいと思っております。

危機管理課 田村一樹 〈山武郡市 広域行政組合〉



日本有数の砂浜海岸である九十九里浜に面しており、自然の恵み豊かな地域（東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町）を管轄している消防本部から派遣され、昨年から危機管理課でお世話になっております。当初は、新たな業務内容・環境への不安がありました。しかし、県の防災力強化のため、熱意をもって業務に取り組む課員の姿に感銘を受け、私も防災のためにも少しでもプラスになれるように、邁進してまいります。

危機管理課での担当業務は、災害対応・各種災害年報・県が企画する実動及び図上訓練等に携わっております。防災に強い県にするためには、県内54市町村や防災関係機関、ボランティア従事者等との他機関連携が非常に重要であることを学びました。

本研修で得た貴重な経験と人脈を派遣元に戻元できるよう努めてまいります。

自治落書き

思えば遠くへ来たもんだ

最近では、仕事に取り組む中で小さな文字、特に数字が見づらくなるなど、気持ちは若いつもりであるが、年を感じることが多くなってきた。それもそのはずで、気づけば、社会人になってから多くの月日が流れ、今では後輩たちの育成について多少なりとも考える立場になっていく。一方で、仕事を行う環境は若いころとはだいぶ様変わりしてきている。そうした中で、自分が伝えていけることはあるのだろうか。

現在は、原則として時間外勤務は行わないこととされているが、かつては時間外勤務を前提として、いかに業務を処理するかという状況であった。若手職員は各班に共通する細々とした事務を担当していたから、日中はそうした班の事務を処理し、時間外に自らの所掌事務を行っていた。当時は不満に思うこともあったが、今なら組織に共通のルールなどを学ぶ機会を与えてもらっていたのだと分かる。上司と共に会議に出席し、メモを取り、時間外に会議録を起し、翌日、報告するというのも日常のことであった。現在は音声録音し、RPAにより自動で会議録を作成することができるようになっているが、自ら会議録を起すことは上司の発言の意味を考えた、不足する知識があれば調べたりと成長する貴重な機会となっていた。

決裁についても、電子決裁となり、起案者、確認者、決裁権者といった形で関わる職員の数についても効率化が図られているが、昔は、一つの決裁文書に班員全員の押印がなされるのが当然で、決裁文書が班の座席を一つずつ上がっていくことに指摘が入り、座席を一つずつ降りて戻ってきた。「参考条文が添付されていない」、「該当条文の逐条は読んだのか」。正直、必要なら自分でやってくればという思いもあったが、指摘を受けた事項は、得てして班として全員が把握しておくべき事柄であったり、注意する必要がある点であったりして、指摘してくれた方は当然承知している中で、自分にそれを学ぶ機会を与えてくれたのであり、班としてもそうした過程を経ることで共通認識が醸成され、班全体の向上にも寄与していたのだと思う。こうした状況であるから、起案する際にはどういった指摘があり得るのかを想定し、事前に必要な対応を取るなどして手戻りがないうように努めるとともに、自らの起案でなくとも色々な視点に立って確認するなど日々小さな努力を重ねていたところである。その他、職場によっては電卓をたたくことや読み合わせもよくやっていた。今は、数値の確認などは電子決裁に添付された電子データ上で行われており、電卓などの出番はなくなってきた。

いる。ただ、電卓をたたくのはそれなりに時間がかかり、結果として間違いがないことの確認となることが大半ではあるが、間違いがないことを確認することは大きな意味があるとともに、電卓をたたくという作業を行うことで数値の意味を知るといったことも少なからずあり、それはそれで有意義であったと思っている。

このように縷々昔を振り返ってみて思うことは、どんな仕事であっても求められていたこと、先達から伝えられていたことは一つなのかもしれないということである。それは、目の前の一つひとつの仕事に丁寧に取り組むことであり、その姿勢ではないか。そして、この姿勢はどのような環境となっても必要なものであり、自分としても後輩たちに伝えていくべきものではないか。

今、自分の周りには後輩たちは、皆、とても丁寧日々の業務に取り組んでいる。未来は明るいかもしれない。自分としても後輩たちに負けないよう、これまで学んだことを忘れずに、後輩たちの育成に少しでも寄与できるように、取り組んでいきたいと思っている。

(気持的には20代くらいかな!)



ハロウィンジャンボ宝くじ 発売!

2021年新市町村振興宝くじ

今年のハロウィンジャンボは、**1等・前後賞合わせて 5億円!**

この宝くじの収益金は、市町村に配分されます。
ご購入は、是非**“千葉県内”**の宝くじ売り場で!!

- 発売期間 / 9月22日(水)から10月22日(金)まで
- 抽せん日 / 10月29日(金) ■ 発売単価 / 1枚300円

等級	ハロウィンジャンボ		ハロウィンジャンボミニ	
	当せん金	本数	当せん金	本数
1等	3億円	11本	3,000万円	20本
1等の前後賞	1億円	22本	1,000万円	40本
1等の組違い賞	10万円	1,089本	—	—
2等	500万円	22本	5万円	20,000本
3等	100万円	550本	1万円	200,000本
4等	5万円	11,000本	3,000円	500,000本
5等	1万円	220,000本	300円	5,000,000本
6等	3,000円	1,100,000本		
7等	300円	11,000,000本		



※表中の当せん本数は、発売計画額(ハロウィンジャンボ発売総額330億円・11ユニット、ハロウィンジャンボミニ発売総額150億円・5ユニット)のとおりとなった場合

編集後記

昨年のこの時期は、新型コロナウイルスの影響で、不要不急の外出が出来ず、せつかくの休日も家から出られない日々が続いていました。「来年こそは」と期待していましたが、残念ながらその願いは届かず、昨年以上に感染者数は増え、コロナ禍の状況が続いております。少しでも早くこの状況が改善し、本誌でも紹介されているような魅力ある千葉県の市町村に、多くの人々が自由に遊びに行ける日が来ることを願っています。

なお、今号の特集では、このコロナ禍をきっかけに設置されることとなった「デジタル庁」について、浦上哲郎氏にご寄稿いただきました。「地方自治体のデジタル化の推進におけるデジタル庁の役割」をテーマに、デジタル庁の役割や仕組みについて、そして、地方自治体との関係等について、詳しく解説していただいておりますので、今後の業務のご参考になりましたら幸いです。

また、その他のページについても、充実した内容が盛りだくさんとなっておりますので、是非ご一読ください。

今回、ご寄稿等にご協力いただいた皆様、お忙しい中、本当にありがとうございました。



市町村振興協会だより

サマージャンボ宝くじ市町村交付金が活用されました

サマージャンボ宝くじの収益金は、各都道府県の人口、市町村数、販売実績に応じて、各都道府県から各都道府縣市町村振興協会に交付され、基金に積み立てた上で、資金貸付事業をはじめ市町村振興事業の支援を行っています。

また、本協会では、平成20年度からサマージャンボ宝くじ交付金の基金の一部を、「サマージャンボ宝くじ市町村交付金」として、県内市町村に交付しております。

令和2年度に本協会が交付したサマージャンボ宝くじ市町村交付金は、県内市町村において、それぞれ、次の事業に活用されました。

団体名	事業名
銚子市	子ども医療費助成事業
市川市	文化会館管理運営事業
船橋市	埋蔵文化財調査整理作業委託
館山市	子ども医療費支給事業
木更津市	子ども医療費助成事業
松戸市	戸定(とじょう)歴史館管理運営事業
野田市	日常生活支援費
茂原市	子ども医療費助成事業
成田市	国際文化会館管理運営事業
佐倉市	一般廃棄物収集運搬事業
東金市	子ども医療費扶助事業
旭市	乳幼児紙おむつ給付事業
習志野市	保育所運営費
柏市	防災施設及び防災資機材の管理事業
勝浦市	芸術文化交流センター管理運営
市原市	放課後児童健全育成事業
流山市	リサイクル推進事業
八千代市	リサイクル推進事業
我孫子市	子ども医療費助成事業
鴨川市	郷土資料館運営事業
鎌ヶ谷市	図書館蔵書・資料整備事業
君津市	中央図書館資料購入事業
富津市	図書購入事業
浦安市	文化会館指定管理料
四街道市	資料管理整備事業
袖ヶ浦市	大気保全対策事業
八街市	図書館管理運営費

団体名	事業名
印西市	子ども医療費助成事業
白井市	子ども医療費助成事業
富里市	資料整備事業
南房総市	災害時応急物資購入事業
匝瑳市	子ども医療費助成事業
香取市	高齢者等の生活支援事業
山武市	図書館運営事業
いすみ市	子ども医療費助成事業
大網白里市	外国語教育推進事業ほか
酒ヶ井町	プレミアム酒々井(文化施設)運営事業
栄町	防災行政無線事業
神崎町	給食費助成金事業
多古町	図書館運営事業
東庄町	給食費助成金事業
九十九里町	子ども医療費助成事業
芝山町	ゴミ袋無料配布事業
横芝光町	図書資料購入事業
一宮町	大欠地区基本計画策定業務委託
睦沢町	道路維持事業
長生村	国際化教育の推進事業
白子町	保育所児童福祉施設事業ほか
長柄町	定住対策事業
長南町	ALT派遣事業
大多喜町	公民館管理運営事業
御宿町	防災関係事務事業
鋸南町	菱川師宣記念館主催事業

ハロウィンジャンボ5億円

ハロウィンジャンボ5千万円

当せんのチャンスが広がる

1等前後賞合わせて5億円
1等3億円、前後賞各1億円

この宝くじの収益金は
市町村の明るいまちづくりや
環境対策、高齢化対策など
地域住民の福祉向上の
ために使われます。

2つのジャンボで
欲張りハロウィン。

1等前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

ネット購入は
こちらから!



宝くじ公式サイト <https://www.takarakuji-official.jp/>

9月22日(水)

同時発売

各1枚300円

公益財団法人 千葉県市町村振興協会
2021年 新市町村振興宝くじ

発売期間 9月22日(水)~10月22日(金) 抽せん日 10月29日(金)